

消費税法の改正に伴う質問に関する回答

Q1. 2019年4月1日以降の委託研究開発契約書に適用する消費税率は、どのようになるのでしょうか。

A1. 2019年4月1日以降の委託研究開発契約書に適用する消費税率は、10%を適用します。

Q2. 消費税の施行時点で、変更契約はあるのでしょうか。

A2. 契約当初から10%の消費税率を適用するので、原則、変更契約はありません。
ただし、研究者の方が9月30日までに機関を異動する場合は、変更契約を締結し、不用となった2%については、AMEDに返還していただきます。
また、再委託契約につきましても、同様にお願います。

Q3. 不課税取引等に係る消費税相当額の取扱は、どのように処理すれば宜しいのでしょうか。

A3. 人件費関係に適用する消費税率は、支払時点ではなく、発生時点の消費税率を適用してください。また、海外出張等については、用務の完了時点の消費税率を適用してください。

Q4. 収支簿に記載する場合は、どのように記載すればいいのでしょうか。

A4. 収支簿には、その取引時点の消費税率込みの金額を記載してください。
また、不課税取引に係る消費税相当額を計上する場合は、上期分8%、下期分10%で別々に記載してください。書式等の変更はありません。

Q5. 上期に発生する2%の消費税額については、どのように処理するのか。

A5. 機関で留保していただき、税務署に納付してください。

Q6. 3,000万円超の委託契約に関する概算払いに変更はあるのか。

A6. 3,000万円超については、年4回の概算払いに変更はありません。

Q7. 補助事業はどのようになるのでしょうか。

A7. AMEDが交付する補助金には消費税が含まれていませんので、今回の対応は不要です。

Q8. 収支決算書の書式は変わるのでしょうか。

A8. 一部変更になります。

Q9. 補助事業の委託先に係る消費税については、補助事業者が負担するのか。

A9. 負担することとなります。

Q10. 18年度の繰越事業ですが、19年度も消費税率が8%のままとなっていますが、9月までは8%で10月以降が10%という理解で宜しいでしょうか。

A10. 9月までは消費税率が8%で、10月からは10%となります。

Q11. 消費税については、大学で負担しようと考えておりますが、その場合2%については留保しなくてよろしいでしょうか。

A11. 消費税を大学でご負担されても、AMEDは10%の消費税を大学にお支払いしているので、2%の留保は変わらないと思います。

Q12. 不課税取引に係る消費税については、「その他」にそのまま計上してはいけな
いでしょうか。

A12. それぞれの経費区分に非・不課税項目を設けておりますので、そちらに転記して
頂かないと、金額の整合性がとれません。

Q13. 補助事業において、委託先と委託契約を締結するのですが、その場合の消費税率はどのように考えればよろしいでしょうか。

A13. AMEDと同様の考えでお願いします。

Q14. 9月までの2%については、収支簿に記載する必要があるのでしょうか。

A14. 収支簿に記載する必要はありません。「仮受け消費税留保相当額計算表」で、2%部分を算出してください。
差額の2%につきましては、絶対に収支簿には記載しないでください。

Q15. 収支簿を9月までの取引が終了した時点で一旦閉めることにはなりますが、8%と10%の2種類の収支簿を作成する必要があるのでしょうか。

A15. 2種類の収支簿を作成する必要はありません。
9月の取引が終了した時点で閉めていただいたものを「仮受け消費税留保相当額計算表」に添付してください。一旦閉めたら引き続きその収支簿にお使いいただき10月以降の分を記載していただくこととなります。

Q16. 10月以降の軽減税率の記載方法は、どのようにすればよろしいでしょうか。

A16. 年払いが殆どですので、上期分(9月末日で計上)と下期分(3月末日で計上)に分けて記載してください。

また、会議費等で都度計上される場合は、収支簿の「備考欄」に「軽減」と記入してください。

Q17. 18年度の経費の積算ですが9月分までは消費税率を8%で積算してよろしいでしょうか。

A17. 4月分から10%で積算してください。

Q18. 地方公共団体ですが、消費税の差額の2%について、納付の特例が適用されるのですが、どのように対処すれば宜しいでしょうか。

A18. 納付の特例を適用される場合は、消費税の差額の2%については、AMEDに返還して頂きます。

Q19. 不課税取引消費税相当額を機関で負担するのですが、何か問題がありますでしょうか。

A19. 不課税取引消費税相当額をご負担されること自体は問題ございませんが、差額の2%については~~不用となりますので、AMEDに返還させていただきます。~~
各機関で納税の必要がありますので、留保いただきます。

(参考) 仮受け消費税留保相当額計算表の各費目に「不課税自己負担」として記入欄を追加修正致しました。(3/31)

消費税法の改正に伴う経理のお問い合わせ先
経理部 契約調整グループ
E-mail keiyaku_chosei@amed.go.jp